

諮問日：平成31年4月24日（平成31年度（最情）諮問第10号）

答申日：令和2年1月24日（令和元年度（最情）答申第72号）

件名：合議事件を取り扱う支部を検討した際に作成した文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「どの支部において合議事件を取り扱うかを検討した際に最高裁が作成した文書（直近に作成したもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年3月29日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所事務総局総務局長は、平成28年3月16日の衆議院法務委員会において、「合議事件を支部で扱うかどうかにつきましては、手続上は最高裁判所規則に基づきまして各裁判所が決めるということになりますが、支部において合議事件を取り扱うかどうかは、体制整備あるいは全国的状況を検討する必要があることから、最高裁においても検討しているという状況でございます。」と答弁していることからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出を受け、最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが、その存在は確認できなかった。

本件苦情の申出を受け、再度探索したが、本件開示申出文書の存在は確認できなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 平成31年4月24日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年8月23日 | 審議 |
| ④ | 同年9月20日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月15日 | 審議 |
| ⑥ | 同年12月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則3条1項は、「地方裁判所は、当該地方裁判所の支部において取り扱う事務の一部を、当該地方裁判所において取り扱い、又は当該地方裁判所の他の支部に取り扱わせることができる。」と、同条2項は、「前条の規定は、家庭裁判所について準用する。」と規定している。合議事件（裁判官の合議体で取り扱われる事件）を地方裁判所又は家庭裁判所の支部において取り扱うかどうかについては、これらの規定に基づき、各地方裁判所又は各家庭裁判所において決定される事項であると解される。

この点について、苦情申出人は、最高裁判所事務総局総務局長が衆議院法務委員会に出席して説明した内容からすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。

しかし、当委員会庶務を通じて確認したところ、地方裁判所又は家庭裁判所の支部において合議事件を取り扱うかどうかについては、事件数の動向、合議事件を取扱う最寄りの庁への交通の便等を考慮して検討されるべきものであって、最高裁判所においてもこのような観点から、継続的に事件数の動向を把握するなどの方法で検討しているとのことである。このような検討方法を踏まえ

るならば，その度に必ずしも文書が作成されるとは限らず，探索したが本件開示申出文書の存在は確認できなかったという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか，最高裁判所において，本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人